

2023 年 8 月

電子署名を活用した DX の最新事情及び今後の展望

弁護士 宮川 賢司 / 弁護士 武部 太河 / 弁護士 重松 圭太 / 弁護士 沓水 一輝

Contents

2020 年のコロナ禍以降、書面・押印等を要求するアナログ規制が急速に緩和され、デジタルトランスフォーメーション(DX)が進んでいる。2023 年 10 月には、インボイス制度の導入も予定されており、これを機に経理業務も含めて DX を進める企業も増加している。一方で、DX は各論に入ると様々な課題が浮き彫りになってきている。本ニュースレターでは、DX の最新事情を概観しつつ今後の展望を分析する。

I. 契約 DX

1. 契約 DX の実践

2020 年以降に法務省等により公表された電子署名及び認証業務に関する法律(以下「電子署名法」という。)関連の Q&A¹により、電子契約²の証拠力についての法的環境整備はほぼ完了したといえ、契約 DX に関するリスク管理の手法も徐々に確立されてきている³。従って、契約 DX は検証段階から実践段階に進んできている。この点、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が 2023 年 3 月 16 日に公表した『企業 IT 利活用動向調査 2023』によれば、以下のような調査結果がでており、契約 DX の進展がみられる⁴。

- 電子契約の利用企業は前年の 69.7%から 73.9%に拡大。
- 電子契約サービス事業者の選定時、半数近くが「クラウドに関するセキュリティ認証」取得を参考
- インボイス制度の登録申請は 65.6%が「提出済み」、「提出予定」を含めると 88.6%に上る

¹ https://www.digital.go.jp/policies/digitalsign_qa/

² 本 Newsletter において、「電子契約」とは、「電子署名を活用する等のデジタル手段により締結された契約」をいうものとする。

³ 下記 Newsletter1(1)参照

https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins14_pdf/210913.pdf

⁴ <https://www.jipdec.or.jp/news/pressrelease/20230316.html>

2. 契約 DX の課題

一方、契約 DX を進める際には下記のような実務的な課題も存在する⁵。押印文化が 100 年以上の歴史を有することと比較すると、電子署名による契約 DX はまだ比較的歴史が浅いので、今後下記のような問題に関する実務が確立されることが期待される。

- いわゆるグループメールアドレス(法人の役職員のフルネーム等が入らず、複数の役職員が利用できるメールアドレス)を利用して電子署名を行う場合のリスク管理はどうしたらよいか
- 二当事者間の契約において、契約当事者(法人 A 及び法人 B)が異なる電子署名業者(電子署名業者 X 及び電子署名業者 Y)のサービスを利用している場合、各電子署名サービスの互換性が認められるか(法人 A は電子署名業者 X のサービスを用い、法人 B は電子署名業者 Y のサービスを用いて、一つの電子契約を締結できるか)
- 電子署名が付される電子契約データ(PDF 等)において、PDF に表示されるイメージが印影イメージの場合とサインイメージの場合で証拠力に差異があるか
- 電子署名が付される電子契約データ(PDF 等)について、タイムスタンプや長期署名サービスにより電子データの安全性をどこまで確保すべきか
- 契約当事者のうち、片方が紙と押印での契約締結を望み、もう片方が電子署名での契約締結を望む場合にどうしたらよいか
- 近時増加するサイバー攻撃等のリスクに対して、どのような対処をすべきか
- 「公正証書」による作成が要求されている契約類型について、DX が進められるか⁶

II. 会社法務 DX

1. 株主総会 DX

例えば、2021 年 6 月 16 日の産業競争力強化法改正により、上場会社は経済産業大臣及び法務大臣の確認を受け、場所の定めのない株主総会を開催できる旨の定款の定めを置けば、バーチャルオンリー株主総会を開催することが可能となった。その際、株主に関する本人確認の方法としては、以下のようなものが想定される。

- 通信方法としてインターネットを用いる場合には、株主の住所宛に発送した議決権行使書面に当該株主固有のパスワード・ID を添付しておき、これらを入力してシステムにログインしたことをもって、当該株主の出席と取り扱う。
- 通信方法として電話を用いる場合には、総会招集通知に記載した電話番号に架電したうえで、通知に記載されたパスコードを利用してシステムにログインしたことをもって、当該株主の出席と扱う。

DX においては、成りすましリスクに対処するために本人確認が重要な要素となる。この点、下記 III.1.(2)で言及する裁判例においても問題となっているように、行政 DX の文脈においても本人確認をどこまで厳格に行うべきかが問題となる。例えば、一定数以上の議決権を有する株主についてマイナンバーカード認証や二要素認証等を活用することも考えられる。

⁵宮川賢司『電子署名活用と DX』(一般社団法人金融財政事情研究会、2022)95 頁以下参照

⁶ この点、2023 年 3 月における法務省公表資料(下記リンク参照)によれば、公正証書 DX についても準備を進めているとのことである。

https://www.moj.go.jp/MinJi/minji03_00064.html

2. 取締役会 DX

例えば、取締役会議事録について DX を進める場合、以下の点に留意する必要がある。

- 取締役会の議事録は、書面または電磁的記録をもって作成することができる。
- 取締役議事録を電磁的記録により作成する場合、各出席役員は「記名押印」の代わりに「電子署名」をする必要がある。
- 上記電子署名は、電子署名法第 2 条の適用がある電子署名で足りるが、当該取締役会議事録を商業登記申請の添付書類として利用する場合は、下記 III.1.(1)で述べる商業登記 DX の要件を充足する必要がある。

III. 行政・司法 DX

1. 行政 DX

(1) 登記 DX の最近の動向

商業登記申請及び不動産登記申請に関する DX の状況は、以下のとおりである。下記については、安全性の確保(成りすましリスクの排除)と利便性の向上を調和しつつ、さらに DX が進展することが期待される。

- 商業登記申請 DX
 - 商業登記申請のうち、いわゆる実印の押印が不要とされてきた書類をデジタルで提出する場合、法務省が個別に承認した事業者型電子署名⁷の利用も認められる。
 - 商業登記申請のうち、いわゆる実印の押印が必要とされてきた書類をデジタルで提出する場合は、本人確認等が厳格な当事者型電子署名等のみが利用できる。
- 不動産登記申請 DX
 - 不動産登記申請をオンラインで行う場合については、基本的に本人確認等が厳格な当事者型電子署名等のみが利用できる⁸。

(2) その他の行政手続

- 行政手続全般の DX については、2020 年以降 e-Gov 電子申請⁹がリニューアルされており、利便性が向上している。但し、一部の行政手続については本人確認手続等が厳格な電子署名¹⁰の利用のみが認められているため、注意が必要である。
- 参考となる裁判例
報道等によれば、2022 年 12 月 8 日、東京地裁は下記のような判決を下している。下記裁判例は、行政 DX と本人確認の程度を検討する上で、参考となる。
 - X社が LINE を用いて住民票の写しを取得できるサービスを開始したところ、国から指導が入ったため、サービスを提供できる地位の確認を求めた。東京地裁は偽造により取得することが可能である等濫用のおそれが否定できないこと等を理由に地位を認めなかった。

⁷ 下記法務省リンク「第 3 電子証明書の取得」参照

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>

⁸ <https://www.moj.go.jp/MINJI/minji72.html>

⁹ <https://shinsei.e-gov.go.jp/>

¹⁰ <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/certificate/certification-authority.html>

2. 司法 DX

(1) 民事裁判 DX

民事裁判 DX(IT 化)を実現するために、2022 年 5 月、民事訴訟法等の一部を改正する法律¹¹が成立している。民事裁判 DX の進捗状況は、以下のとおりである。

- 民事裁判書類電子提出システム(mints)¹²の運用が開始されている。現状においてオンライン提出の対象となるのは、準備書面、書証の写し、証拠説明書など、民事訴訟法施行規則第 3 条第 1 項によりファクシミリで提出することが許容されている書面に限定されている。
- 今後、オンライン提出の適用範囲が拡大する見込みである。また、電子契約等のデジタル証拠に関する証拠調の理論及び実務が確立していくことが期待される。

(2) 民事執行等 DX

2023 年 1 月 20 日開催の法務省民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続(IT化関係)部会第 17 回会議において、「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続の見直しに関する要綱案」¹³が取りまとめられている。当該要綱案に基づく法改正が実現すれば、民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等についても DX が進むことになる。

IV. 経理税務 DX

1. 経理 DX

2023 年 10 月にいわゆるインボイス制度¹⁴の導入が予定されており、これを機に請求書発行業務等の DX を進める会社が急増している。経理 DX については、以下の点に留意しつつ進める必要がある。

- インボイス制度は、必ずしもデジタルインボイスが必須ではないが、デジタルインボイスを導入することができる。一般論として、企業が取り扱う請求書や領収書は契約書よりも数が多いと思われるため、請求書・領収書の DX を進めることは、業務効率化に資するといえる。
- デジタルインボイスに対応する場合は、下記 2 において述べる電子帳簿保存法の要件等を充足するフォーマットにおいてデジタルインボイスを発行することが望ましい。また、汎用性の観点から、日本や海外において多くの企業が利用することが見込まれているフォーマット¹⁵を利用することが望ましい。
- 紙の請求書等については、いわゆる角印を押印することが多いが、これにより法人が発行する請求書等に関する①成りすましリスクや②担当者の無権限リスクについて一定のリスク管理がなされている。請求

¹¹ https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00293.html

¹² <https://www.courts.go.jp/saiban/online/mints/index.html>

¹³ https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00182.html

¹⁴ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

¹⁵ 例えば、デジタル庁等が推進するペポルや全銀協が進める DI-ZEDI 等がある。

ペポル:

https://www.digital.go.jp/policies/electronic_invoice/

<https://www.eipa.jp/peppol>

DI-ZEDI:

<https://www.zenginkyo.or.jp/kessai/news/18973/>

書等を DX する場合、角印と同程度のリスク管理をどのように行うか¹⁶検討する必要がある。

2. 税務 DX

税務 DXを進める場合、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(以下「電子帳簿保存法」という)の要件を充足する必要がある。例えば、以下の点がポイントとなる。

- 契約 DX や経理 DX が進むと、契約や請求について当初からデジタルのみで作成することが多くなり、電子帳簿保存法が定める「電子取引」の要件充足が重要となる。「電子取引」について紙保存禁止が2023 年年末まで宥恕されていたが、2024 年 1 月からは紙保存禁止が適用される可能性がある¹⁷。
- 「電子取引」の要件のうち、「検索性の要件」や「真実性の要件」をどのように充足するかは、各社のワークフローに応じた最適なシステムを導入することが望ましい。

V. 今後の展望

デジタル庁・デジタル臨時行政調査会において、DX は構造改革と位置付けられており、2025 年 6 月までを集中改革期間として、いわゆるアナログ規制を原則撤廃することを目指している¹⁸。DX 構造改革によりこれまでの企業競争環境が大きく変わる可能性があるため、デジタル庁による DX 構造改革の進捗を注意深く見守る必要がある。

以上

¹⁶ この点、デジタル庁が 2022 年 7 月 29 日に公表した「トラストを確保した DX 推進サブワーキンググループ報告書」(下記リンク参照)では、いわゆる e シールの活用が検討されている。

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/658916e5-76ce-4d02-9377-1273577ffc88/1d463bfc/20220729_meeting_trust_dx_report_01.pdf

これに対して、デジタルインボイスに商業登記電子署名を付すことや事業者型電子署名を付すことも考えられる。デジタル手段で作成された書類(契約書、請求書等)が真正なものであることを確認する手段であるという意味において、商業登記電子署名・e シール・事業者型電子署名は類似の機能を有すると思われる(法的な権利義務がより重い契約に電子署名の利用が認められるのであれば、理論的には請求書に電子署名の利用が認められてもおかしくはない)。複数の規格が乱立して経理 DX に混乱が生じないように、デジタルインボイスの真正性を確認する手段について統一的なルールが確立されることが望まれる。

¹⁷ <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/0021011-068.pdf>

¹⁸ <https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/>

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 宮川 賢司 (kenji.miyagawa@amt-law.com)
弁護士 武部 太河 (taiga.takebe@amt-law.com)
弁護士 重松 圭太 (keita.shigematsu@amt-law.com)
弁護士 沓水 一輝 (kazuki.kutsumizu@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com